

# 技術検討会議について

# 技術検討会議について

情報システム（政府情報システム、自治体システム、独法システム、準公共システム）について、整備方針原案の策定、標準ガイドライン群等の技術標準の策定改訂等を行う。

デジタル社会  
推進会議

デジタル社会  
推進会議  
幹事会

政府全体の方針・ルールについて、デジタル庁が発案し、全府省で承認。

## 技術検討会議（デジタル監が設置）

（整備方針の検討、標準ガイドライン等の技術標準の策定改訂等）

（役割）

1. 整備方針原案の策定
2. 基準・標準策定  
（デジタル庁スタンダード）

設置が想定されるTF ※技術検討会議で議論し設置

ガイドTF

データ  
戦略TF

クラウド  
TF

GSS  
TF

セキュリティ  
TF

...

標準ガイドライン群の整備等

・デジタル庁設置法に基づき情報システムの整備方針の策定や各省が遵守すべき標準ガイドライン群の策定・改訂（デジタル社会推進会議幹事会承認、デジタル大臣決定）

・各省に推奨するデジタル庁ドキュメント（各種ガイドライン）の策定・改訂

# 技術検討会議の体制（案）

## デジタル監、デジタル審

### 技術検討会議

座長 : 江崎CA

#### ボードメンバー

藤本CTO、水島CPO、坂CISO、浅沼CDO、楠共通G統括官、早瀬省庁G審議官、門林セキュリティストラテジスト  
その他、座長が認めた有識者・専門家等をテーマに応じてデジ庁内外から招へい

※ 事務局：統括・監理 T

※ 分野によっては関係機関（IPA等）と連携し検討を実施

※ 進め方も、従前の事務局からの報告、議論、承認の他、Teams内で案件に対し座長・ボードメンバーが適宜参加し、インタラクティブに議論することも予定。

＜標準ガイドライン群等の整備、改訂＞ 「標準ガイドライン群」  
※ ドキュメント分類は検討中 「デジタル庁ドキュメント」  
「ディスカッションペーパー」

全府省を対象としたルール&ノウハウ（標準ガイドライン本編、クラウド利用方針等）  
デジタル庁推進内容の説明、ガイド（例 ガバクラ移行、GSS移行）  
有志による検討結果を、デジ庁Webサイトに掲載（組織見解ではない）

品質管理：成果物の品質管理やTF間の調整を行う  
国際：各TFに関連する国際動向の収集・整合性の確保

＜設置が想定されるTF ※技術検討会議ボードメンバーでヒアリング・議論し必要なものからTFを設置＞

#### ガイドTF

ガイドラインの維持・管理  
他TFの取組を反映

#### データ戦略TF

ベースレジストリ、データ  
マネジメント関係の  
ガイドライン

#### クラウドTF

クラウドを活用した業務  
システムアーキテクチャ  
業務システムのクラウド移  
行検討

#### GSS TF

ネットワーク関連

#### セキュリティTF

脆弱性診断ガイドライン  
クラウド利活用の検討  
ゼロトラストアーキテクチャ

#### その他

調達改革、ID・認証、UI/UX  
BPR/サービスデザイン（コミュ  
ニティの組成等を検討）

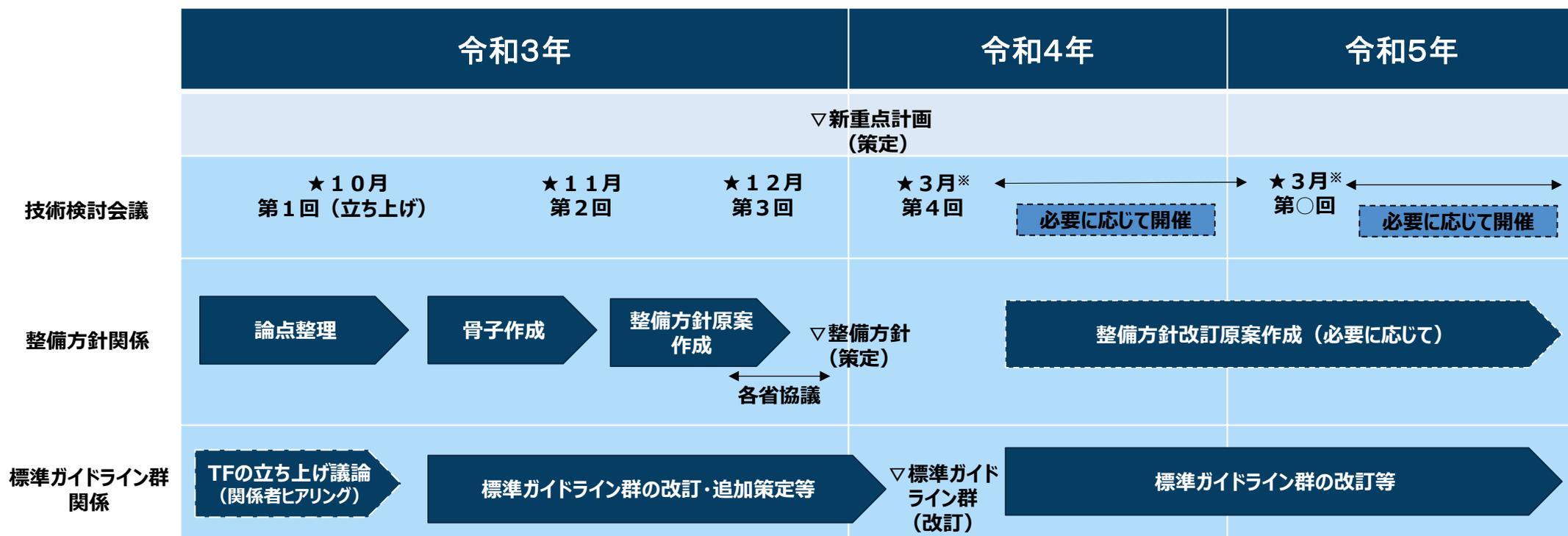
デジタル庁内  
に有志による  
勉強会

ディスカッション  
ペーパー作成等

デジタル庁内にLab機能+調査機能を持ち、先端・国際動向の把握、フィージビリティ、PoC、プロダクトを構築  
課題：リソースの確保（予算、各チームの協力等）

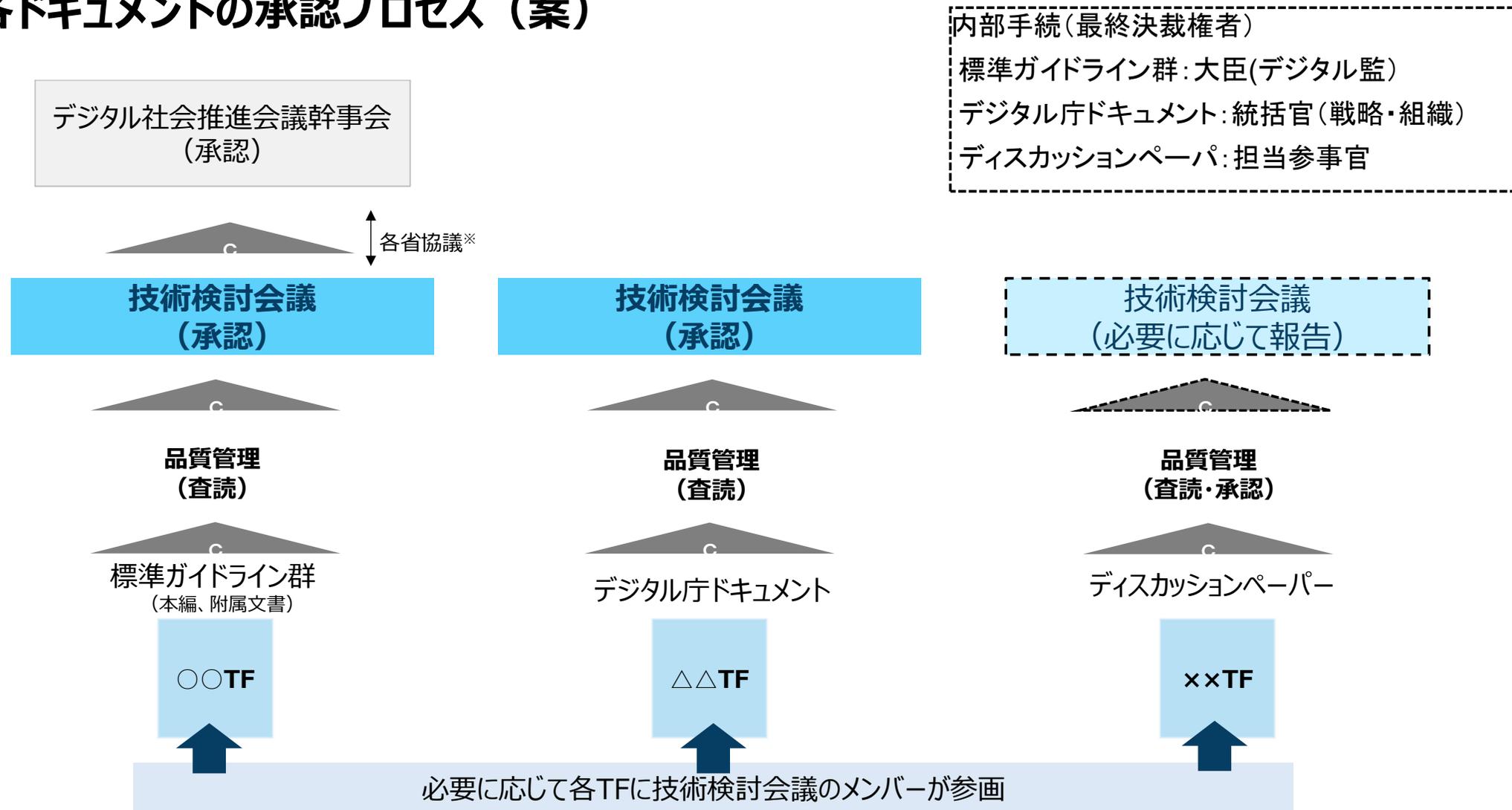
# スケジュール（案）

- 当面の間、技術検討会議は年内の整備方針策定等に向け月1で開催。
- 毎年3月に開催し、予算要求にかかる標準ガイドライン群の策定・改正等を承認。



※予算要求に反映するガイドライン等は年度内に策定

# 各ドキュメントの承認プロセス（案）



※ 実務的には、品質管理の査読後に、技術検討会議への付議と各省協議を同時並行で行う。  
 技術検討会議承認後に、各省協議を踏まえて修正した事項については、技術検討会議の構成員に書面報告を行う。  
 ただし、方針レベルでの重要な変更を行う場合は、技術検討会議に再度付議することとする。

# TFの設置及びTFメンバー選定についてのプロセス（案）

## 1. TF設置について

- 技術検討会議にてTFを設置。
- デジタル庁内からのTF設置の申請※も可能で、品質管理を通じて、技術検討会議に諮りTF設置。

※アジェンダ、スケジュール、想定する成果物（標準ガイドライン、デジタル庁ドキュメント、ディスカッションペーパー）等含めた提案書を想定

## 2. TFメンバー選定について

- TFのメンバーは、原則7名以内とし、主査、副主査については、技術検討会議に諮り選定。
- その他のメンバーは主査が選定。

※メンバーについては公募による選定も可能。（他省庁の高度デジタル人材や外部有識者も含む）

# 各種ガイドラインの現状及びTF設置について

## IT時代に策定したガイドラインで今後も改訂等必要なもの※

(例)

- ✓ 標準ガイドライン（本編、解説書、実践ガイドブック）
- ✓ クラウドサービスの利用に係る基本方針
- ✓ 本人確認の手法に関するガイドライン
- ✓ 各種実践ガイドブック（アジャイル等）



## デジタル庁が今後整備する共通機能等

(例)

- ✓ ベースレジストリ
- ✓ ガバメントクラウド
- ✓ GSS（ガバメントソリューションサービス）
- ✓ セキュリティ 等々

※ 資料1-2参照



### ○第1弾の設置予定TF(事務局案)

- ガイドTF : ガイドラインの維持・管理、調達ガイドライン、他TFの取組を反映
- データ戦略TF : ベースレジストリ、データマネジメント関係のガイドライン
- クラウドTF : ガバメントクラウド利用（移行）ガイドライン、クラウドサービス利用方針（改訂）
- GSS TF : GSS移行ガイドライン、職員の認証管理方法
- セキュリティTF : 脆弱性診断ガイドライン、クラウド利活用の検討、ゼロトラストアーキテクチャ



**今後技術検討会議ボードメンバーと関係者として議論する場を設ける。**（ガイド、データ、クラウド、GSS、セキュリティなど）

（主な論点）

- 各プロジェクトチームと一体として策定するのか、第三者を交えて作成するか
- 各TFのスコープや成果物を策定する時期 等

## (参考)整備方針について

- 情報システム整備等の基本的な考え方**（費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等）や、**デジタル社会の共通機能**（ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等）の整備・活用方針などを示す。
- デジタル庁が各省庁、地方公共団体や準公共分野について上記内容を示し、統括管理やシステムの整備・運用に活用。

### デジタル庁設置法

(所掌事務)

#### 第四条

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

**十五 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。**

**十六** 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十八号イ及び八において同じ。）の作成及び推進に関すること。

**十七** 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

**十八** 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

### デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）

#### ○第2部2.（4）情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

デジタル庁は、デジタル庁設置法第4条第2項第15号に基づき、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、情報システム整備方針を策定

# (参考)2021年に策定する必要のある計画等

閣議決定

**重点計画**  
(基本法・設置法)

- デジタル社会形成施策の基本的な方針
- デジタル社会形成のために重点的に講ずべき施策

閣議決定

**官デ基本計画**  
(官デ法・設置法)

- 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
- 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策

閣議決定

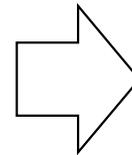
**情報システム整備計画**  
(デジ手法・設置法)

国の行政機関等について、

- 情報システムの整備に関する基本的な方針
- 処分通知オンライン化、添付書類の省略等に必要の情報システム整備に関する事項

**整備方針**  
(設置法)

- 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針



閣議決定

**重点計画**

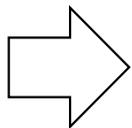
- デジタル社会の形成に向けた大きな方針、及びそのための具体的な施策集

【施策の対象の例】

- 高度情報通信ネットワークの形成促進
- アクセシビリティの向上
- 経済活動促進、経営効率化、事業高度化
- 生活の利便性向上
- 国・地方の情報システム共同化
- 準公共分野（指定含む）
- 民間分野（相互連携分野の指定含む）
- ベースレジストリの整備、オープンデータ
- サイバーセキュリティの確保
- 見直すべき行政手続・規制

- 「官デ基本計画」「情報システム整備計画」の要素も含めて包括的に規定

※ 情報システム整備計画については、昨年末に策定したデジガバ実行計画のエッセンスを統合。大部な「別紙」資料は、9月以降の重点計画の中で統合（段階的統合）。



**整備方針**

- 重点計画に定める施策を実現するためのシステム整備の方針、ガバナンスの在り方等を規定
- 現行の各種ガイドライン等の内容を整備方針の体系に位置付け